

改正

## 介護保険制度の仕組み ～改定のポイントを抑える～

### 介護保険の支払いについて

介護保険制度では、利用する者は、介護サービスを利用すると、所得に応じて1～2割を支払っていましたが、2018年の改正で所得が高い者については3割を支払うこととなります。

介護保険サービスの財源は、税金などの公費と国民からの介護保険料(40歳以上から支払う)の半分ずつでまかなわれます。介護保険の被保険者は、65歳以上のすべての国民である「第1号被保険者」と40～64歳の医療保険加入者である「第2被保険者」に分かれています。

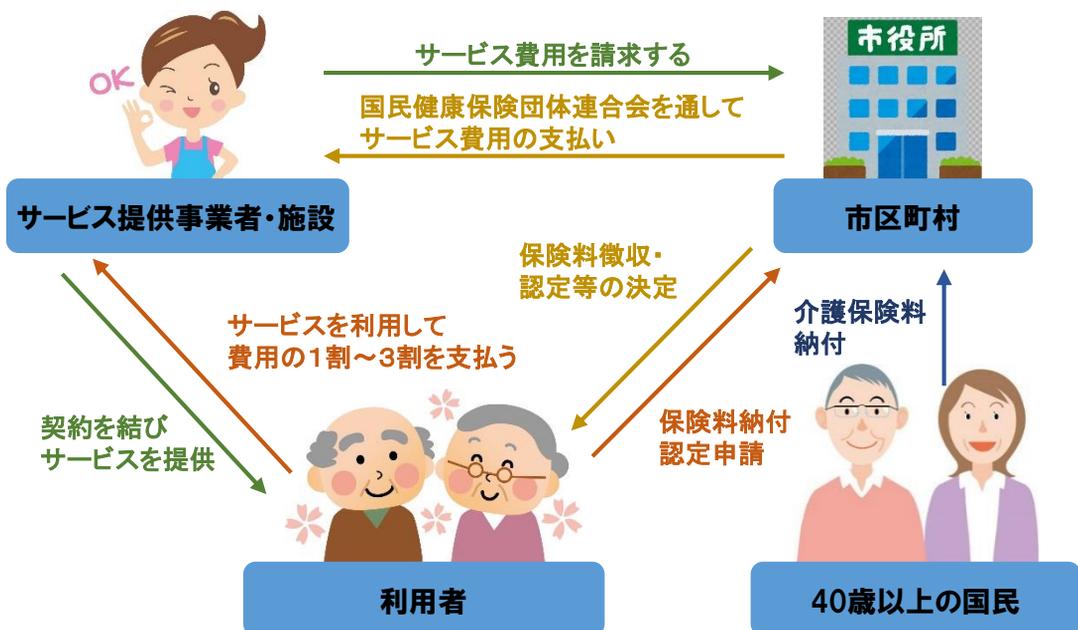
### 認定の段階

要介護支援の認定は、7段階に分かれて行われます。

●「要介護1～5」は常時介護を要すると見込まれる状態をいいます。

●「要介護1・2」は、予防的援助が必要、または日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態です。

### 介護保険制度の仕組み



**POINT**  
**1**

### 所得の高い方のサービスの支払いが3割になります。

本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯にいる65歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の方は、サービスを利用したときの支払いが3割となります。

**POINT**  
**2**

### 利用者負担割合の算定基準となる「合計所得金額」が変わります。

利用者負担割合、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費の算定の基準となる「合計所得金額」が自宅の買換えや土地収用等の譲渡所得に係る税法上の特別控除がある場合は、特別控除を控除した金額となります。

**POINT**  
**3**

### 「共生型」サービスが創設されます。

高齢者や障害者が同じ事業所でサービスを利用できる「共生型サービス」が創設されます。共生型サービス事業所では、介護サービスを利用していた者が同じ事業所で障害福祉サービスを利用できます。



**POINT**  
**4**

### 介護保険施設に「介護医療院」が創設されます。

介護療養型医療施設として介護医療院が創設されます。日常的な医学管理が必要な重度介護者の受け入れ、看取り・ターミナルなどの医療介護と生活施設としてのサービスを兼ね備えた施設です。

**POINT**  
**5**

### 生活援助サービスにおける人員基準が緩和されます。

生活援助サービスに限って、現在求められている初任者研修修了者（ヘルパー）の資格要件が除外されます。改正によって、専業主婦、学生、高齢者などをアルバイトスタッフとして雇用して生活援助サービスを担当することができます。現在の生活援助サービスを担当するヘルパー職員と、アルバイトスタッフとは、時給が大きく異なります。アルバイトスタッフの人員費が低い分について、生活援助サービスの利用者支払いが減額されることとなります。ただし、利用者支払い金額は、事業所ごとに異なることから、サービス内容と担当者の説明を受ける必要があります。

## 申請から認定されるまでの流れ

要介護認定または要支援認定を受けるには、介護サービスを受けようとする者（本人または家族）が市区町村役所に申請する必要があります。

